

第6回 浜田市農業委員会総会会議録

日時：令和6年7月29日（月）9：30～10：40

場所：浜田市役所 4階 講堂A B

1 出席委員

【農業委員】（12名）

1番 中田善喜	2番 佐々木京子	6番 原田義一	7番 野上省三
8番 皆本浩己	9番 豊田知世	10番 川神昌暢	11番 河上昭二
14番 岩谷淳志	16番 三浦寿紀	18番 玉田一	19番 南谷勇

【農地利用最適化推進委員】（15名）

1番 河野恒弘	1番 近重邦昭	2番 永見繁廣	3番 河西堅
4番 小松原常雄	5番 永見昌之	6番 道下文男	7番 領家悟
11番 長野昭三	12番 高橋久美子	13番 橋本安延	14番 田村邦麿
16番 野村明治	18番 串崎美之	19番 大森一利	

2 欠席委員

【農業委員】大崎健太、高橋伸幸、岡本健治、青葉 真、稻田勝志、藤若裕香、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】永見 孔、大谷数義、河崎 健

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本農地係長

【農林振興課】松本会計年度任用職員

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次第

(1)開会

(2)報告事項

(3)議案

5 その他

6 閉会

議 長	<p>はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、3番大崎委員、4番 高橋委員、5番 岡本委員、12番 青葉委員、13番 稲田委員、15番 藤若委員、17番 柿元委員、以上7名から欠席の報告がありました。</p> <p>農業委員の出席は、現在12名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、8番 永見孔委員、10番 大谷委員、15番 河崎委員、以上3名から欠席の報告がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。</p> <p>ただいまから第6回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。8番：皆本委員、16番：三浦委員、よろしくお願いします。</p> <p>本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、「次第」の1番目「報告」です。報告は、公共事業による廃土処理届出が1件です。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、公共事業による廃土処理届出「4号」について説明します。場所は、美川まちづくりセンター西分館から約550m西北西の横山町下町内です。こちらは、農村地域防災減災事業 横山地区 4号道路工事として、廃土量約1,500 m³を、工事個所が現場から近く、経済的であることから、また、所有者の希望により畑として整備する計画となっております。工事期間は、通知日から令和7年3月25日までの予定となっております。</p> <p>事前質問はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、「次第」の2番目、議案に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の</p>

	<p>策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、17件、26筆、20,443 m²」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和6年7月31日から令和6年8月13日までの14日間」、開始日は「令和6年8月1日以降」とされています。</p> <p>事前質問はありませんでした。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>議第1号について、説明が終わりました。皆様方から質問等ありましたらお願いします。</p>
三浦委員	<p>9番について、登記簿地目「田」、現況地目「山林原野」とありますが、どのような状況なのでしょう。</p>
事務局	<p>現在は、低木が生えている状況ですが、今後、一帯を伐開され、畑として活用される予定となっております。</p>
議 長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>農用地利用集積計画について、承認とされる農業委員、推進委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全員 ～</p>
議 長	<p>挙手全員です。承認といたします。</p> <p>続きまして議第2号 農地法第3条の規定による許可申請は、4件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「12号」について説明します。場所は、波佐まちづくりセンターから約1,750m南南東の長田 登り谷町内になります。申請は、田及び畑 19筆、合計10,971 m²で、農地全筆を無償による所有権移転です。譲渡事由は、高齢のうえ県外在住で耕作することができないため、既に現地を耕作しておられる譲受人に所有権移転するものです。周囲に及ぼす影響は特になく、万一被害が生じた場合は、相手方と話し合い、責任を持って解決する、と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の農地の利用、労働力、地域との関係に問題がなく、農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない、と判断いたしました。</p> <p>「13号」について説明します。場所は、JR久代駅から約600m北西の久代町3町内になります。申請は、田、412 m²で、無償による所有権移転です。</p>

譲渡事由は、遠隔地に居住し、高齢で耕作できないため、隣接地を耕作する予定の譲受人に所有権移転するものです。周囲に及ぼす影響は特にない。万一被害が生じた場合は、譲受人の責任において相手方と話し合い、責任を持って解決する、と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない、と判断いたしました。

「14号」について説明します。場所は、三隅支所から約1,450m北北東の町内は三隅 小野町内になります。申請は、畑、371 m²で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、高齢により耕作がむずかしくなることから譲渡するとされ、親族に所有権移転するものです。周囲の農地に影響は無いと思われませんが、耕作に支障が出た場合には、当事者が自分たちで解決します、と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の農地の利用、労働力、地域との関係に問題がなく、農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない、と判断いたしました。

「15号」について説明します。場所は、都川まちづくりセンターから約2,000m南西の町内は都川5になります。申請は、田2筆、計4,458 m²で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、市外在住で耕作することができないためとされ、利用権により耕作していた土地を合意確約したのち譲受人に所有権移転するもので、もし集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合い解決する、と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の農地の利用、労働力、地域との関係に問題がなく、農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない、と判断いたしました。

事前質問はありませんでした。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長	続きまして、補足説明をお願いします。「12号」につきまして、担当委員は、欠席ですので、事務局からお願いします。
事務局	7月10日に、担当委員さんお二人と事務局で、現地を確認しました。また、近所の方もおられたので、現地周辺のこともお聞きしたところです。
議 長	「13号」につきまして、「1番 河野委員」補足説明をお願いします。

河野委員	7月11日に、担当委員と事務局で現地確認をしました。事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	「14号」につきまして、「18番 玉田委員 または 串崎委員」補足説明をお願いします。
玉田委員	7月10日12日に、担当委員・事務局で、現地を確認しました。 高齢により耕作ができなくなるということで、親族に所有権移転するということで、特に問題はないと思います。
議長	「15号」につきまして、「12番 高橋委員」補足説明をお願いします。
高橋委員	7月10日、担当委員と事務局で現地を確認しました。事務局の説明のとおりですが、既に耕作をしておられるということで問題はないと思います。
議長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。 第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委員	～ 挙手 全員 ～
議長	挙手、全員です。承認といたします。 続きまして、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請は2件です。 事務局の説明をお願いします。
事務局	「3号」について説明します。場所は、旧市木小学校から約300m東南東の、町内は越木になります。申請は、畑、89㎡で、転用目的は、顛末書も提出されていますが、周辺は圃場整備をした田ですが、換地処分をした際は、畑とされていましたが、圃場整備を行う前に居宅が建築され、庭として、整備されたと思われます。資金証明は転用済であるため、提出されていません。被害防止対策等につきましては、周辺への影響はないと思われるが、万一近隣から苦情があった場合は誠意を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。 「4号」について説明します。場所は、旭ICから約1,200m北北西の、丸原の高杉谷町内になります。申請は、畑2筆、合計234㎡で、転用目的は、始末書も提出されていますが、平成19年に居宅を建設された際に市道からの進入路を設置されたものです。資金証明は転用済であるため、提出されてい

	<p>ません。被害防止対策等につきましては、アスファルト舗装のため、周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合には、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p> <p>事前質問はありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、「3号」につきまして、「12番 高橋委員」補足説明をお願いします。</p>
高橋委員	<p>7月10日に農業委員と事務局とで確認をしました。事務局の説明のとおりですが、この度所有権移転をするにあたり農地であることが分かったということです。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、「4号」につきまして、「13番 橋本委員」補足説明をお願いします。</p>
橋本委員	<p>7月10日に農業委員と事務局とで現地確認をしました。事務局の説明のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全員 ～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認いたします。</p> <p>続きまして、議第4号 農地法第5条の規定による許可申請は8件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「8号」について説明します。場所は、長浜小学校から約550m西南西の、長浜2町内です。申請は、畑、357㎡です。転用目的は、居宅の改築に伴い、駐車場として利用するもので、対象地の一部において砂利敷をすでに行っていたとした顛末書の提出がありました。資金証明は転用済であるため、提出されていません。被害防止対策等につきましては、周囲は自己所有地であり、周辺への影響はない万一異議被害が発生した場合は、関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持って対処する、と申請されています。許可の判断</p>

は、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「9号」について説明します。場所は、三隅まちづくりセンターから約100m北東の、向野田2区です。申請は、畑、172㎡です。転用目的は、地目宅地に挟まれた畑に居宅を建築していたとした顛末書が提出されています。今回、土地の所有権移転を行うにあたり、転用の届がされるものです。資金証明として、融資証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、転用する土地の周囲は自己所有地であり、周辺への影響はなく、万一異議被害が発生した場合は、関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「10号」について説明します。場所は、三隅支所から約1,450m北北東の町内は三隅 小野町内になります。申請は、田畑3筆、計221㎡です。転用目的は、農機具の収納もしておられる倉庫、車庫の建築及び住宅用地・庭の拡張です。始末書の提出もありますが、居宅の近隣にある土地を無許可で転用したものです。資金証明は転用済であるため、提出されていません。被害防止対策等につきましては、周囲は自己所有地であり、周辺への影響はない。万一異議被害が発生した場合は、関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「11号」について説明します。場所は、都川まちづくりセンターから約1,900m南西の町内は都川5になります。申請は、田、158㎡です。転用目的は、農業用機械置場及び駐車場への転用です。資金証明は、現状利用予定で、提出されていません。被害防止対策等につきましては、埋立て土砂が流出し周辺の農地に影響がないように、被害防除対策には万全を期す。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第1種農地ですが、農業の振興に資する利用となり、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさ

ない農地と判断いたしました。

「12号」について説明します。場所は、岡見小学校から約70m北東の町内は中山西になります。申請は、畑、377㎡です。転用目的は、個人住宅の建築です。資金証明は、融資証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、汚水は合併浄化槽を通じ、放流管を経て、南側市道側溝に配水する。雨水は、申請地内を通じ、南側市道側溝に配水するので、周辺への影響はない。その他被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「13号」について説明します。場所は、浜田東中学校から約150m北の下府町6-2町内になります。申請は、田2筆、計1,066㎡です。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。資金証明は、残高証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、被害防徐対策には万全を期し、周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合には、関係当事者間で話し合いのうえ、申請人において責任をもってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「14号」について説明します。場所は、浜田東中学校から約150m北西の下府町6-2町内になります。申請は、田、927㎡です。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。資金証明は、残高証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、被害防徐対策には万全を期し、周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合には、関係当事者間で話し合いのうえ、申請人において責任をもってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「15号」について説明します。場所は、浜田東中学校から約130m北北西の下府町6-2町内になります。申請は、田、949㎡です。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。資金証明は、残高証明が提出されています。被害防止

	<p>対策等につきましては、被害防除対策には万全を期し、周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合には、関係当事者間で話し合いの上、申請人において責任をもってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p> <p>事前質問はありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「8号」につきまして、「6番 原田委員 または 道下委員」をお願いします。</p>
原田委員	<p>事務局の説明のとおりでございますが、顛末書の提出もあります。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>「9号」「10号」につきまして、「18番 玉田委員 または 申崎委員」をお願いします。</p>
玉田委員	<p>「9号」につきまして、事務局の説明にもありましたが、譲渡人の先代が家を建ておられ、今回所有権移転をする際に、農地であることが分かったということです。よろしくお願いいたします。</p> <p>「10号」につきまして、建物が建っているということで、顛末書の提出もあります。先程の3条申請も含めて、可能な所有権移転をされるということです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>「11号」につきまして、「12番 高橋委員」をお願いします。</p>
高橋委員	<p>この案件につきまして、事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>「12号」につきまして、「8番 皆本委員」をお願いします。</p>
皆本委員	<p>この案件につきまして、先日、担当委員と事務局で現地を確認しました。特に問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>「13号から15号」につきまして、「1番 河野委員」をお願いします。</p>
河野委員	<p>この案件につきまして、いずれも太陽光発電ということでございます。周辺に農地はなく、問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>その他、皆様方から質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ありませんか。</p>

三浦委員	「13号14号15号」につきまして、太陽光発電設備につきまして、太陽光の反射について、周辺になにがしか影響があるかと思いますが、住民に説明がされているのかお聞きします。
事務局	太陽光発電設備設置につきまして、この業者さんはこの他にも設置をすすめられていることから、カーボンニュートラル推進室とも相談しました。その結果、地元説明会までは必要としない案件ということですが、個別に地元周辺への説明は必要ということで、東中学校も含めて、説明をされると伺っております。
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	～ 挙手 全員 ～
議長	<p>挙手、全員です。承認いたします。</p> <p>続きまして、議第5号転用統制外証明願（非農地証明願）は5件です。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「5号」について説明します。場所は、旭町市木の天狗石農村交流研修センターから約300m南の早水町内です。非農地証明の対象農地は、田2筆、合計1,503㎡で、年月日不詳から耕作放棄、現況山林と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。</p> <p>「6号」について説明します。場所は、美又まちづくりセンターから約1,050m西の町内は越沢になります。非農地証明の対象農地は、田、892㎡で、平成15年4月10日頃から耕作放棄となり、現況原野と申請されています。昭和61年に圃場整備をした土地で、農地区分は、第1種農地になりますが、下側は田ですが、ほかの3方は山に囲まれたか所になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。</p> <p>「7号」について説明します。場所は、金城町小国の国道186号から弥栄に向かう県道弥栄旭インター線の猪遊橋から約1,300m西の門田 青尾町内になります。非農地証明の対象農地は、田、135㎡で、令和5年10月の総会時に18筆の非農地証明をした案件がありましたが、その近隣の土地で平成10年頃から耕作放棄となり、現況原野と申請されています。農地区分は、第2</p>

	<p>種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。</p> <p>「8号」について説明します。場所は、JR久代駅から約100m北東の久代町3町内になります。非農地証明の対象農地は、田畑2筆、計2,189㎡で、年月日不詳から耕作放棄となり、現況原野山林と申請されています。農地区分は、第3種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。</p> <p>「9号」について説明します。場所は、三隅町黒沢の的野集会所から約200m北東の黒沢1区になります。非農地証明の対象農地は、田2筆、計1,014㎡で、災害のありました昭和58年から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第2種農地です。58年災害の復旧工事により河川の付け替えにより今回対象地は分断された案件です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。</p> <p>事前質問はありませんでした。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>「5号」につきまして、「12番 高橋委員」お願いします。</p>
高橋委員	<p>事務局の説明のとおりでございます。耕作は不可能だと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>「6号」につきまして、「5番 永見委員」お願いします。</p>
永見委員	<p>7月10日に現地を確認しました。以前土砂崩れがあったのか、木材が散見されるような状況でした。</p>
議長	<p>「7号」につきまして、「4番 小松原委員」お願いします。</p>
小松原委員	<p>現地確認は、委員と事務局とで行いました。耕作すること無理だろうと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>「8号」につきまして、「1番 河野委員」お願いします。</p>
河野委員	<p>事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>「9号」につきまして、「7番 野上委員 または 領家委員」お願いします。</p>
野上委員	<p>事務局の説明のとおりで、現地は杉が大きくなっており、農地としての再生は困難だと思います。</p>

議 長	その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
三浦委員	「7号」の案件です。地番の表記が、「491番丁」とありますが、こういう表記があるのか、お伺いします。 「9号」ですが、補足説明にもありましたが、杉の植林を、非農地証明ということはどうなのか、お伺いします。
事務局	「7号」の地番の表記につきましては、「甲」「乙」「丙」「丁」という地番は存在するものです。 「9号」の植林の件ですが、以前は「植林」ということで、転用申請が存在していました。最近は受け付けていませんが、今回は昭和58年災害後ということ、非農地と判断をしたところです。
三浦委員	所有者が植林ということとされたと思いますが、それを、「非農地」と判断するのかというをお聞きしたい。
事務局	その都度都度での判断が必要と思いますが、この度は、「非農地証明」の申請があり、農地としての再生は困難であるということで、判断をしたところです。
議 長	それでは、採決に入ります。 転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	挙手、多数です。承認いたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
議 長	その他、事務局からありましたらお願いいたします。
事務局	今回はありません。
議 長	その他、無いようですので、以上を持ちまして、第6回総会を終了します。

終了 午前10時40分